

間の給付格差も大きいなど多くの問題を抱えている。さらに医療保障や社会福祉サービスの面の立遅れが大きいことも高齢者の生活保障にとって重大な問題として指摘されている。公的扶助や社会福祉の立遅れについては、伝統的な慈善思想と慈善事業への依存、都市にもなお残る大家族形態、権利の観念が滲透しないことなどがあげられている。それにもかかわらず、イタリア社会保障構想の基礎には、技術的・社会的進歩により、高齢者のケアは社会全体の義務であるという認識をもたらし、一方社会も老人の権利を認めなければならない、という考え方が確立されている。

#### 参考文献

- Istituto nazionale della previdenza sociale, *Seventy Years of the National Social Insurance Institute and Fifty Years of the General Compulsory Insurance for Disability and Old-Age: Collection of Studies*, Rome 1970.
- Mario-Albert Coppini, 'Conclusions of the National Economic and Labour Council on Social Insurance Reform', *Bulletin of I. S. S. A.*, Vol. XVII, Nos. 5-6-7, 1964.

La Documentation française, *Le plan économique italien. 1966-1970*, Notes et études documentaires, n<sup>os</sup> 3537-3538, 1968.

Dito, *La planification italienne dans la perspective des années 1970*, Notes et études documentaires, n<sup>os</sup> 3655-3656, 1970.

### 社会保障こぼれ話

#### 強制的な私的年金

(スイス)

1972年12月の国民投票により、老齢・廃疾・遺族保険の私的な強制的給付制度が採用されることになった。この制度は既存の公的な年金保険制度を補足するもので、1975年から実施され、それから5年後に給付の支給を予定されている。上述した両給付を合せて、過去の生活水準を維持させることが企図されている。

老齢・廃疾・遺族給付について、1964年に、この国の政府は、強制的な社会保障制度、企業による労働福祉制度、および私的な貯蓄と保険の制度という3本の柱を提案した。ところで、実状では、従来、この国は資力調査を条件とする給付で公的な年金制度の給付を補強しており、公的年金の受給者のうち、20%が前者の給付を受給していた。このような状況を改善するために採用された新しい手段は、賃金の上昇より早く給付を引上げて、かつ、私的年金を利用することで、後者が今回採用された強制的な私的年金である。

この私的年金は年収12,000フラン(1975年1月の予定)以上の賃金労働者と俸給取得者を対象とし、自営業者は任意方式で参加することになっている。なお、上記水準以下の者は、制度の適用を除外され、従来の資力調査による扶助給付で、年金を補強される。計画によれば、社会保障制度の拠出者のうち、3分の2が制度の該当者で、残りは自営業者と年収が上記水準以下の勤労者と予想されている。

従来の制度では、年金は過去の収入の約20%で、水準は低かった。しかし、予定では、この水準に新制度の給付を加えることにより、過去の収入に対する補償率は、受給直前3年間における収入の60%(夫婦で80%)になると計画されている。新制度の給付は年収12,000フランから36,000フラン(いずれも1975年の予定)を対象として算出される。制度の財源は拠出に依存し、公費は充当されない。使用者は財源の50%を負担するが、拠出率は8—11%を予定されている。

Switzerland: Compulsory Private Pensions, *Social Security Bulletin*, Vol. 36, No. 10, Oct. 1937, pp. 46—47 And 49.